

K120.1

55

4c

明治廿六年九月八日

文部省宣空實驗

三宅米吉校閱  
中根淑校閱  
渡邊政吉編纂

實驗日本修身書卷四

尋常小學生徒用

東京

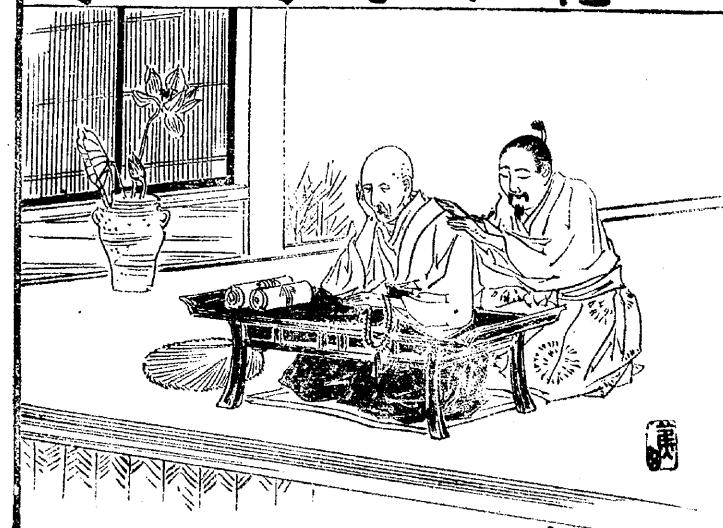
金港堂書籍會社

四

第一課 孝行

人の行ひは、善きも惡  
一きも。されどもあれ  
ども、善は、孝行に過ぎ  
たるはなく、惡は不孝  
より重きはなし。

されば「人の行ひは、孝



より大いなるはなし」とて、むかしも今も、孝  
行の人をめで、不孝の人をせめざるはなし。

藤原良繩カナは、孝行の心深き人なり。父の  
つとめさきにて、死キーたるをきき一時は、  
悲ゼツみて氣絶イー、母の病ヒにかかり一時は、  
晝夜カイナツにこたらず介抱カイハフ一たり。

人の行ひは、孝より大いなるはなし。

## 第二課 孝行

仁德天皇は、應神天皇第四の御子にして、天性至孝にましまりたり。其の皇子にてはしまーころ、父帝年老いて、末の御子稚郎子ワカヲラコを愛したまへり。或る日皇子と其の御兄とを召して、「汝等子を愛すや、又幼きと年長けたるとは、いつれを愛する。

「や」と問ひたまへば、皇子は、早くも父帝の御位を弟に譲チテらんの御心あるをさとり、「幼きを愛す」と答へたまへば、父帝大いに悦び、「汝が言能く朕チが心に合へり」と宣ひて、遂に稚郎子を立てて皇太子と爲タマヘリ。稚郎子を立てて皇太子と爲タマヘリ。孝子の老を養ふや、其の心を樂タマヘムめ、其の志シテにたがはず。

## 第三課 友悌

作兵衛といへる人は、兄より少一の家産を受け、別に家をかまへて、弟と同様く住みけるが、兄の家れどろへて、田畠をうりつくさ



んとするを見て、懇にいきめ、我が家にうつりすまはせて、三人共に農業をつとめ、其の取り高を三つに分ち、睦一くくらへたりとす。

兄は、何事も弟に先ちて、弟をひきまほし、弟をば憐みいたはり、弟は、何事も兄のつぎに立ち、兄に従ひてアむくことなく、兄をあがめうやまひ、大切にすべー。

## 第四課 兄弟

兄弟の親一みを全くせんには、兄は、弟を  
憐みいたはり、弟は、兄をあがめうやまひて、  
小利を争ふことなきにはーかず。

本多忠勝、病みて死せんとする時、黄金一萬兩を、  
次男忠朝チヨウジョウに分づハサヒシとを遺言ユキゴトせり。忠勝死マリたる後、長男忠政チヨウザイ之ヲをれハシメて、「父の遺マリーたまハマる

ものは、皆我が物なり」とて、金を渡さざりて、  
忠朝少シヨウ一も争ひうらみず、「兄上は、家來も多ければ、  
其の金を納めれきて、扶助フジの料にあてらるべ、  
我は家來も少ければ、金の入用な」とひたり。  
忠政之チヨウザイノを聞きて、深くはぢいり、一ひて金を渡  
ければ、いなむに言葉なく、「さへば入用の時まで、  
あづけられた」とて、生涯受け取らざつき。

第五課 女工

徳川頼宣、那波某に向  
ひて、女子の一つの方を  
たづねーに、女子には、  
學問を修めーめ、貞信  
の道をわきまへーじる  
の外に、大切の事三つ



あり第一は、自ら髪カミを結ふことなり、第二は  
サイホウ裁縫シヤウに熟シヨクすることなり、第三は、料理の仕方  
を知ることなり、と答へたり。

凡ろ女子にして、髪ゆふことを善くせず、  
衣服をたちぬひすることを知らず、食物を  
料理することを知らざれば、不自由多く、其  
の上、無益の費は多くして、家ををさめがたし。

第六課 朋友

徳川秀忠病ひにかかり一時、永田徳本のれうぢをうけーに忽ちにいなければ、褒美を與へんといふに「藥代の外は いただかず」とて、ことほりたり。なほ「何なりとも、望みあらば、申へたうべー」といへば「さらば我が友だちに貧しきものありづれを以て、其の友をすくひた」と答ふ。

秀忠これに感ドて、其の言の如くに爲一たり。  
友だちとつきあふには、あひたがひに信實の心をむねとーて、たのもーくまではるべー。  
友だちの心得ちがひありて、わろきことあらば、意見をいひ、難儀なることをばすくひたすけ、何事も信實にていつはりなく、たのもーくするを朋友の信といふなり。

## 第七課 朋友

朋友は、互に信を守りて、たのもしくすべ  
新井白石アラキ フクセキは、木下順庵キノシタ ピヨンの門人モンジンなり。順庵、白石を  
加賀侯カガにすすめんと一けるに、同ド門人に  
岡島石梁オカジマ シキヤウとて、加賀の國のものあり、この事を  
ききて、白石に向ひ、「余は國許クニモトに老母ありて、  
久しく余がかへるをまどり。若一師のすすめに

て、本國の君に仕へ、老母の心をなぐさむこと  
を得ば、此の上もなき喜びなり」といひたり。

白石其の心をあはれみ、直ちに順庵につげ  
「小子は、何れの國に仕ふとも、更にいらぶところなし。願はくは、小子をれきて、まづ石梁を  
御すすめ下されたし」とこひければ、順庵感ト  
入りて、白石のいふ如くなつたり。

第八課 公明

事に當りては、まづ  
其のよーあーを明  
らめ、義に基<sup>モトシ</sup>きて之  
を行ふべし。

昔青砥藤綱といふ人

北條時頼に仕へて裁判

青砥藤綱 訴  
状をへらぶ



の事を司<sup>ガサド</sup>り一時、一人の武士、時頼の領分のものと田を争ひて、訴<sup>ウツタ</sup>へ出でたり。役人ども時頼をたれ武士の方を非とけるに、藤綱委<sup>ハス</sup>く取りへらば、正<sup>ムカシ</sup>くさはきて、武士の申<sup>スル</sup>立ての如くに爲<sup>ス</sup>たり。武士其の恩に報いんとて、陰に金を其のや<sup>ハ</sup>きへなげなければ、藤綱禮を受くべき理<sup>ハ</sup>とて、直ちにたくりかへさ<sup>ム</sup>めたり。

## 第九課 公明

板倉勝重、京都にありて、所司代といふ役をつとめ一ころ、宅地の界をあらうひて、訴へいでたるものあり、其のもの、かねて勝重を知り一かば、瓜の初物をたくりて、裁判の事をたのみたり、勝重は、瓜を受けて、たゞ「近日のうちに、土地を見分せん」とのみ答へたれば、其のもの、さては己れの申一

立ての如くなるべーと、心中に悦び居たり、程なく勝重見分にゆき、かかりあいのもの一同を呼びだして、其の地界をただし、やがて瓜をたぐり一ものに向ひ、先日は、めづらーき瓜をたぐられて、かたづけなし、さて此の地は、見分をとげたるに、隣家のものにさうるなければ、早早ひきわたらざるべー」とたゞかに申一わたーたりごう。

## 第十課 博愛

世に住むこと一日な  
れば、一日の善人とな  
るべー。一日も善を行  
はずして、日をたぐる  
べからず。

藤七は、洪水の出で一時



舟を出ーて人をたすけ、又用水の溝をほうて  
村の益をはかりたり。

吾か家の内、又は家の外なる道に、人の往來の  
障りとなるものあれば、之を除きて他所へ移し、  
喉かわく人には、一杯の水を與へ、疲れたる  
ものには、一椀の食を與ふる類、いささかなる  
事ながら、人の益となること極りなかるべー。

第十一課 學問

萬づの事、學ばざれば、誠の志一ありてま  
其の道を知らず一て、正理を行ひ難し、殊に  
忠孝の二つに、志一はありとも、其の道を知  
らざれば、忠が不忠になり、孝も不孝になる  
故に殊更忠孝の道をよく學び、其の法を  
知りて行ふべー。

中江藤樹エイタケツは、十一歳の時、大學を讀みて、天子  
より庶人シヨウジンに至るまで、一に皆身を修むるを以て  
本とす、といふに至り、深く感心一て、此の書  
幸に今にのこれり、聖人セイジンも學びて至ることを  
得べきなり」といひ一が、うれよりよいよ書  
を讀み身を修めて、名高き人となりたり。  
人學ばざれば、道を知らず。

第十二課 勵勉

筑後の國の農夫某の妻に、たき女といふものあり。夫病ひにかかり、家貧しくて、藥を求め、生計を立てがたかう一かばつけぎをげ



づり、錢を取りて、其の料にあてたり。夫死一  
たる後は、七里の道を往きかよひて、生魚を賣  
り、或は朝早く起きて、山に往き、落ち葉枯れ  
枝を拾ひて之を賣り、老母と幼兒とを養ひ、多  
年間、忘ることなく、其の業を勵み一かば  
つひにゆたかに世をたくるにいたれり。  
かせぐにわひつくびんばかな。

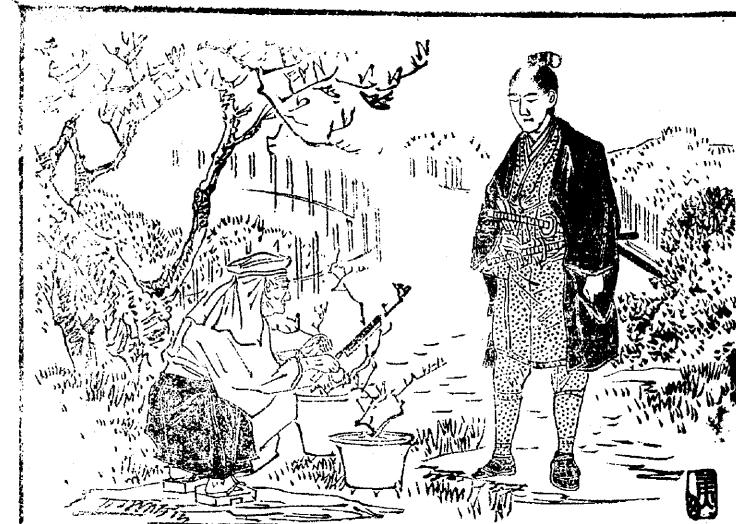
第十三課 養生

寺澤廣高は、肥前の國唐津の城主なり。常に養生を心がけ、毎日午前四時に起き出でて、二時の間、職を勤め、食事前必ず馬に乗りて、馬場を駆け廻り、食事後は、武藝を學びて、身體を健にし、用事なれば、午後六時にして、身體を休め、精神を養ひたり。されば平生は勿

論軍に臨みても、人に後れを取らざりき。

廣高常にいへるやう、「夜ふけまで、無用の事を語りあへば、徒らに精神をつからせ、明日の勤めをも妨ぐるものなり」とて、召へ使ひの人へも、早く暇を與へ、眠りにつか一めとうとづ。曉には、早く起きてことを要し、夜は、熟眠せんことを要す。

## 第十四課 後を圖る



或る時徳川家光、老僧の接ぎ木するを見て、「愚かなるわざならずや」といふに、僧みかへりて、御身は何人なればかかる心なき事をいふ

アや、試に思ひみるべー。今此の木を接ぎたければ、後住の代に至りて、何れも大木となりぬべー。其の時に至らば、林も茂り、寺の景色もよくなりなん。我はただ寺のためを思ひてこゝ接ぎ木するなれ、我が身一代のためばかりを思ふにあらず」と答へければ、家光其の心入れをほめて、褒美を與へたり。

## 第十五課 沈毅

凡て人は、沈毅シンキとて、心雄シンヨウ／＼して、わちつきたるをよーとす。臆病オトビギにて、心わちつかざれば事をあやまつやす。されば、常常心ハラハラをたけくもち、心のわちつきを工夫し、事にのぞみて、たどろきをわぐことながらんやうに心ハラハラがくべ。或る時池田輝政イシダヒサマサ、岐阜の城を攻めれとし、

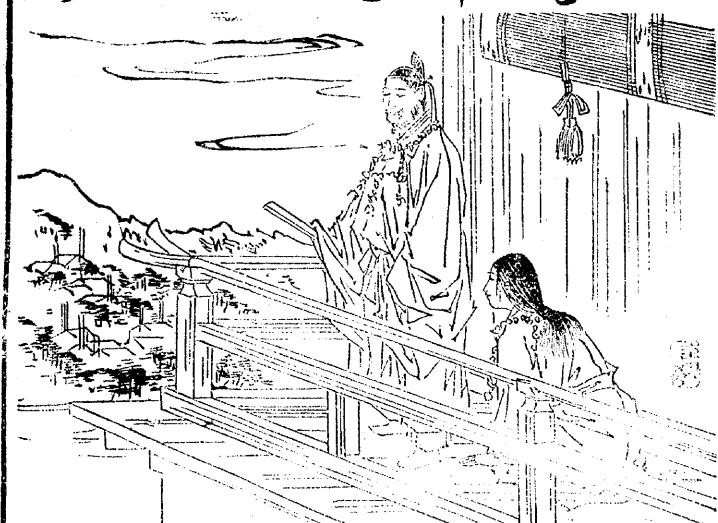
其の古筆芳賀内藏允イチヒツハガノンゾウイニを召して、勝ち軍のわらせをかかめたり。をりよ一城の焰硝エンドウぐらに火うつりて、たゞあらきれと一ければ、人人あわてたゞらまゝに、内藏允のみは、手さへふるへもせず、わちつきて、てがみをかきぬたりとす。

勇者は、れうれず。

第十課 皇恩

世世の天皇は、いづれも  
仁惠ふかくまーまー  
が、殊にすぐれて、民を  
愛したまひーは、仁徳  
天皇にぞありける。

天皇の御世に、凶年う



ちつづき一ことあり。あるとまき天皇、民の  
かまとより立ちのぼる烟りのまれなるを  
御らんじて、其の貧しきを知しめし、供御の  
費にをはぶきて、租税公役ソゼイコウエキをゆるしたまへり。  
かくて三年をすご一けるほどに、民のかまと  
より、烟りも盛んに立ちのぼりければ、「朕已に  
富めり」とて、悦ばせたまひたり。

## 第十七課 報恩

人は、貴きも賤タダト一きま、世にある間は、人より恩を受けざイハシことなし。も一人より恩を受くることあらば、深く心に留めたきて、久しく忘れず、常に其の人の幸をいのり、恩に報ゆるの道をれもふべし。かりうめにま、人の恩誼オシギをからんじ、其の

心をうこなふべからず。

喜兵衛といへる人は、まとの主人の家、火事にあひて、難儀にたちいり一時、其の家に來りて、貯カニへたきたる金を出し、且田畠を耕して、之を助け、主人の死ル一たる後も其の子孫を助けて、もとの恩に報いたり。恩に報ゆること、誰カかくこアうありたけれ。

## 第十八課 忠孝



むかへ平清盛の、たごり  
をきはめーころ、藤原  
成親といふもの、清盛を  
にくみて、之を亡さんと  
しけるに、後白河法皇も  
亦之に與みーたまへり。

清盛之をききて、大いに怒り、成親をとらへ、且  
法皇をもたれこめ奉らんといけるを、清盛の長子  
重盛シタモリ、父の前に出で、世に皇恩ヒヨウノシテは重きはなし、  
然るを今其の大恩を忘れて、不忠の事を行はん  
とせば、神明シノイいかでか助けたまはんや」と誠を  
つくして諫アハめければ、清盛遂に思ひ止りたり。  
孝を以て君に事ふれば、則ち忠なり。

## 第十九課 忠臣

後一條天皇の御代、女眞の賊來りて、對馬壹岐の二島に寇し、壹岐守某を攻め殺し、進みて筑前の國に攻め入りたり。時に藤原隆家といふ人、太宰權帥として宰府にありけり。此の人、弓箭のわざこゝ習はざれ、心は雄雄きものなら一かば、直ちに兵を出し、迎へらち

ちて、賊を退けたり。

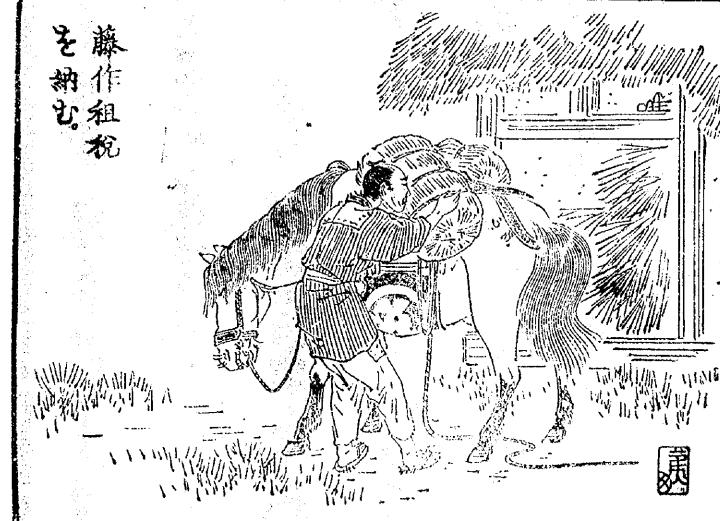
賊猶すきをうかがひて、他の處を攻め一かど、隆家諸將に令をつたへ、兵を出一船を發して、之を伐ち退ければ、賊勝ちがたきを知りて、遂に逃れ去りたり。

國をうれへて、家をわすれ、身をころ一て、難をすくふは、忠臣の志一なり。

## 第二十課 國法

國に捉なれば、弱きものは、<sup>ツヨ</sup>強きものの爲めにわーつけられ、強きものも、常に争ひ合ひて、一日も安き日はなかるべ、されば古より捉を

藤作租税  
を納む



定めて、是等の争ひをふせぎ、善き人をたすけ、惡一き人をこらすことなり。

藤助といへる人は、常に國の捉を重んじ、租税は、必ず人に先ちて納め、又村の人に向ひて、國の捉を重すべき事、諸役人の命を守るべき事等をさとーけるが、何れも其の誠意に感じて、其の言の如くに爲一たりといふ。

卷一三三四

明治廿六年六月十日印

刷

尋常日本修身書生徒用

定卷一 金六錢六厘

卷二 金六錢六厘

卷三 金六錢六厘

卷四 金六錢六厘

卷五 金六錢六厘

卷六 金六錢六厘

卷二、三、四

全 年六月廿七日發 行

定

卷一 金六錢六厘

卷二 金六錢六厘

卷三 金六錢六厘

卷四 金六錢六厘

卷五 金六錢六厘

卷六 金六錢六厘

卷二、三、四  
全 年九月三日訂正再版印刷

價

卷五 金六錢六厘

卷六 金六錢六厘

卷七 金六錢六厘

卷八 金六錢六厘

卷九 金六錢六厘

卷十 金六錢六厘

著作者 渡邊政吉

發行兼

金港堂書籍株式會社

東京市下谷區龍泉寺町四百十番地  
金港堂書籍株式會社社長

代表者 原亮三郎

- 本書ハ用紙印刷製本等ニ注意セリ萬一粗製ノモノ有之候  
節ハ御通知次第御引換可申候
- 本書ハ僻遠ノ地ニ至ルモ定價ヲ超過シテ賣捌カシムルコ  
トナキハ勿論直接ノ御注文ハ多少ニ拘ハラズ運賃ヲモ負  
擔可仕候

明治廿六年六月十日印  
馬鹿才作

